

平成25年1月21日

宗教法人花豊寺

代表役員 花澤良輝 殿

株式会社北の杜御廟

代表取締役 米子保則 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

理事長 丹野美絵子



## ご 連 絡

貴法人らからの平成24年12月25日付「平成24年12月18日ご連絡について」（以下「本件回答書」といいます）につき、以下のとおりご連絡いたします。

### 第1 当協会の立場

貴法人らは、当協会において契約書及び関連書類（以下契約書等という）の改訂案（修正案）を作成すべく要請している（本件回答書2頁、5頁）ので、まず当協会の基本的立場を述べておきます。

- 1 当協会は消費者の権利の確立及び消費者の自立支援を推進し、消費者の利益の擁護及び増進に努めるとともに、消費生活に関する相談に係る情報や消費生活に関する情報を収集・提供し、さらに消費者被害の発生及び拡大の防止、及び、被害救済のための活動を行い、もって消費生活の安定・向上に寄与することを目的としています。

その活動の一環として、契約書等に関し、不適切な部分がある場合には、事業者に対し、当該契約書等の内容の是正を求めています。

- 2 他方で、契約書等の作成は、本来的に、当事者が行うものであり、本件に関しては、貴法人らが行うべきものであり、当協会は、当事者ではなく、これを行う立場にはありません。

したがって、当協会が貴法人らの契約書等の原案を作成するということではなく、本件に関する契約書等に関しては、貴法人らが作成すべき必要があります。

## 第2 納骨壇の使用開始時期について

当協会は、納骨壇の使用開始時期を契約書等において明らかにすべきとの指摘をしているものです（平成24年12月18日付書面）。貴法人らの回答によると、墓石を建立した時点を開始時期とするという趣旨であるものと理解します。そうであれば、その点を契約書等において明記する必要があると考えます。

## 第3 予約仮押え制度について

### 1 はじめに

貴法人らの平成24年8月30日付回答書によると「今後はあくまで「仮押え申込書」として整備し、予約金の受け入れは一切しない」とあります。また、予約と仮押えについての異同を照会したところ、この異同に関する回答はなかったことから、貴法人らは、予約制度を廃止し、仮押え制度に一本化するものと考えていると理解しています。かかる前提に立ち、以下のとおり是正を求めます。

### 2 予約申込金等について

貴法人らの本件回答書によると「「仮では不安だ」どうしても幾らかでもお金を入れたうえで押さえておいてもらわなければ確実にその場所を押さえておくことができないかもしれないという消費者が実際に居ります。」とあります。

しかしながら、仮押えと予約の効力に差がない以上、金銭の預け入れは何ら意味のないことであり、事業者としては、消費者の誤解を解消すべく説明することが求められるものです。消費者の誤解に乘じ、金銭の受け入れをすることは不適切なものと言わざるを得ません。

まして、予約金の受け入れを廃止するとしておきながら、予約申込金なる概念を設けておくことは矛盾した行動であり、消費者の混乱を招きます。

### 3 仮押え申込書等の通数

本件回答書によると、「書面として整える以上は貴協会のおっしゃるとおり厳密に契約主体に応じて分離して2通作成しなければならない等の煩雑さを招くならば仮押えの制度自体を廃止いたします。」とあり、さらに、「仮押えの制度が廃止されることで、初見で契約される消費者が多くなり後々心変わり等で解約

を申し出る際に紛争を招く場合が発生する可能性があることも申し添えておきます。」とあります。

当協会は、契約主体が異なるものについて、これを明確にし、また、いかなる内容の契約に関する仮押えなのかを明らかにすることが法の要請であると指摘しているものです。そのため、仮押え制度を維持するのであれば、契約主体に応じ、その仮押え内容を明らかにした仮押え申込書を作成するように求めています。

仮押えの制度を廃止するか否かは、貴法人らの経営判断に関する事項であり、当協会として、これに介入すべき立場にはありません。しかしながら、貴法人らは、上述のとおり、仮押えの制度を廃止することによる紛争の可能性を指摘しているところ、事業者として紛争の発生を最小限に食い止めるのが事業者の本来の姿勢であるというべきです。仮押えを廃止した場合に紛争が生じる虞があることを理由に不適切な仮押え申込書の使用を継続するということは許容されないと考えます。

上記趣旨を考慮し、契約書等の改訂をお願いいたします。改訂案ができましたらご送付ください。

以上

(本件に対する連絡先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5  
グランドメゾン日本橋堀留101号  
公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
消費者団体訴訟室  
TEL:03-5614-0543  
FAX:03-5614-0743